

国交労組

感染拡大防止にむけて 適切・冷静な対応を



新型コロナウイルス(以下、新型コロナ)の感染拡大が、国民生活に深刻な影響を与えています。すべての組合員や家族、職場の同僚を守り、かつ国民の安全・安心を守る国土交通行政を維持し、混乱する現下の情勢においても、その役割を發揮するためにも、労働組合のとりくみが極めて重要です。

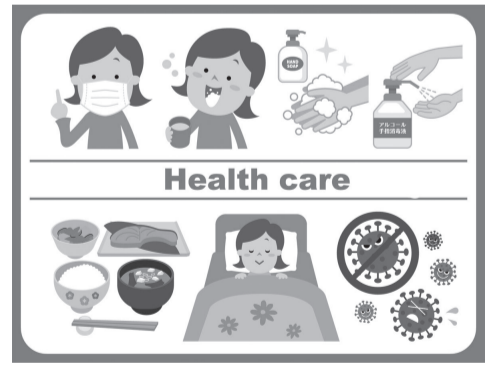
職場で感染防止 されていますか

新型コロナウイルスの感染は、人によって症状が大きく異なり、発熱などの症状が全く出ない人から、肺炎など症状が重篤化してしまう人まで様々です。新型コロナウイルスの感染は、私生活に直結する業務を「感染させない」という意識が重要ですが、マスクや消毒液などの不足が社会問題化しており、各個人の自助努力も含め、職場においては時差出勤やテレワークなど勤務体制の変更に実施されていますが、国交労組は、感染防止対策を行いつつ、業務を継続しなければなりません。

感染が発覚した 際には迅速・適切な対応を

このような状況のもと、国土交通省の職場で職員の感染が確認された。当該職員は感染確認後、38度台の発熱があれば、自己防衛のためにも仕事を休むことが当然の対応です。私個人に任せきりにしているところもあります。私たち国土交通労働組合がしっかりととりくみをすすめる、当局の姿勢を抜本的にあらためさせることとあわせて、職員の意識改革をすすめるなければなりません。

勤務やテレワークなど勤務体制の変更も実施されていますが、国土交通省には、航空管制や気象観測、河川・道路の維持管理、自動車検査など、職員が出勤しなければ業務遂行できず、テレワークなどの勤務体制の変更ができない職場も多くあります。当局は出勤を余儀なくされる職員の感染防止のため、責任をもってマスクや消毒液を確保すべきです。さらに、勤務体制の変更は労働条件の変更であり、当局により一方的に変えられないよう労働組合が役割をはたす必要があります。当局に対して、当該職員は感染確認後、38度台の発熱があれば、自己防衛のためにも仕事を休むことが当然の対応です。



手洗い・うがい、健康的な生活も

対応ですが、体調不良をおして出勤せざるを得なかったのは「自分が休んだら仕事ですまない」と考えたからではないでしょうか。職場によっては、職員自身の健康管理や業務の進捗管理をすべて個人に任せきりにしているところもあります。私たち国土交通労働組合がしっかりととりくみをすすめる、当局の姿勢を抜本的にあらためさせることとあわせて、職員の意識改革をすすめるなければなりません。

明日へ
「天気予報」ですが、一度戦争が起きると、軍事機密として隠されてしまうことをご存じでしょうか。日本でも太平洋戦争中は全国気象報道管制が実施され、天気予報・気象データはすべて軍事的な秘密として扱われ、国民には伝えられませんでした▼軍はラジオや無線、新聞による気象情報の伝達を禁止したため、1942年の周防灘台風では、気象台が作成した台風進路予報や防災情報

～いまこそ労働組合の役割發揮を～

新型コロナウイルス感染症に負けず、なかまとともに困難を乗り越えよう
政府は4月7日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条にもとづく緊急事態宣言を発出しました。新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済や国民生活に重大な影響を与え、国土交通省が所管する運送業や建設業、観光業でも、労働者が雇用や収入等においてきびしい状況に追いやられています。

こうしたなかで、医療現場だけでなく行政機関においても感染者が出はじめています。まず、第一に優先すべきことは、国土交通行政にたずさわるすべての組合員や家族、職場の同僚を守ることです。一人ひとりが「新型コロナウイルス感染症から、いのちと健康を守る」ための慎重な行動を継続することで、感染を封じ込め・根絶することができ、そのことは混乱する状況下においても、国民の安全・安心を守る国土交通行政を維持し、役割を發揮することにつながるものです。

いま、緊急事態宣言の対象となった都府県を中心に、感染拡大防止のための出勤回避として在宅勤務(テレワーク)が官公庁でも推奨されています。在宅勤務はもともと、働き方改革の一つとして導入がすすめられ、くわえて東京オリンピック・パラリンピック開催時の交通混雑回避の「切り札」として位置付けられていたものです。国土交通労働組としては、在宅勤務が不可能な窓口や現業関係の職場も数多く存在するなかで、育児や介護、看護といった負担を軽減する観点から、一定有効と認める一方で、無定量化業務につながるなどの労働条件の悪化について指摘してきました。このことは、昨年4月から措置された超過勤務命令の上限規制が、隠れ残業の横行を生み出すなど、通常における勤務時間管理すら適正に行われていないことからも明らかです。

こうしたもとで、今後、よりいっそうテレワークの拡大が予想されますが、安易な拡大は職場環境を悪化させ、そのことは公務・公共サービスの低下に直結するなど、危険な側面があるといわざるをえません。適正な勤務時間管理をいかに徹底させるのか、さらには出勤して執行する業務と比較して、行政効率を低下させ、公務の質を低下させないのか、といった課題についての検証が必要ではないでしょうか。同時に、常勤職員だけでなく、職場ではたらく定員外職員や委託職員、さらには障がいのある職員をはじめとした同じ職場で働く「なかま」が置き去りにされていないか目をくばり、問題があれば労働組合として、ともに解決にむけてとりくんでいくことが必要です。いまの混乱した状況のもとで、社会全体で働き方を含めた生活を改善していくという労働組合運動の意義を、いま一度、再確認しあうことも重要です。

賃金にかかわっては、本来であれば2020年春闘の到達点に立ち、さらなる要求前進をめざすたいをすすめていくところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人事院勧告にむけた民間給与実態調査が例年より1か月程度後ろ倒しで実施される見込みとなり、それにともない、人事院勧告の見通しも不透明となっています。リーマンショックを超えるといわれる未曾有の経済危機のなかで、かつて東日本大震災の復興財源を理由に、国家公務員の賃金が一方的に引き下げられ、それによって地方公務員や民間の労働者の賃金までもが引き下げられたことを思い返せば、政府が同様の措置をとることも想定されます。実際に有識者のなかには、「国民の収入が減るなら、公務員も給与を減らすべき」と主張する公務員パッシング論者もいることがその危険性を示しています。

しかし、大企業優遇の税制の見直しや内部留保の労働者への還元、不要不急な軍事費の削減など、公務員賃金を削減しなくても財源はあります。私たちの意向を無視した一方的な賃金削減という、不当な措置を二度ととらせないためにも、集会や会議などの開催が難しい状況ではあるものの、すべての組合員が当事者として人事院勧告期・次年度概算要求期にむけたとりくみに、いま何ができるか、どうすればいいのかをともに考え、いまこそ労働組合に結集し、実行しようではありませんか。

国土交通省をはじめ、公務職場においては、脆弱な体制のもと、首相や官邸によるトップダウンの各種施策実施のため、多くのなかまが日常生活や自らの健康に不安を抱えながらも、日々の職務に精励しています。しかし、行政機関でも感染者が出はじめるもとで、いまの脆弱な体制のままでは、国民のいのちと暮らしを守る国土交通行政の継続が危ぶまれる事態になりかねません。この間、新型コロナウイルス対応をきっかけに国立感染症研究所の体制不足が国会でも取り上げられており、マスコミでも国家公務員や地方公務員の定員削減や非正規化が問題視されています。昨今、自然災害が相次ぐなかで、同様の指摘もなされてきました。こうしたもとで、体制拡充署名のとりくみでは、新たにこうした観点でも対話を広げ、脆弱な行政体制に対する問題意識を国民の皆さんと共有できる可能性が広がっています。

この間の労働組合のとりくみによって、パワハラ指針の策定や赴任旅費の運用見直しを勝ちとってきたほか、新型コロナウイルス感染への対応では定員外職員も含めた出勤困難休暇を措置させるなど一定の前進をつくり出してきました。新型コロナウイルス感染症はまだ収束が見えず、全国の多くのなかまや家族が不安な日々を過ごしているもとで、私たちのとりくみに確信と展望を持ち、多くの新規採用者や未加入者をなかまに迎え入れ、労働組合を「強く・大きく」し、たすけあい、ささえあいの輪を広げ、ともに力をあわせていまの困難な状況乗り越えていくことではありませんか。そして、引き続き、困難な状況のもともたっても、職場・地域において、組合員一人ひとりがいまできるとりくみを考え、実践し、自らの力で要求実現を勝ちとるため、一丸となってとりくんでいきましょう。

2020年4月13日 国土交通労働組合中央執行委員会

新型コロナウイルス感染症は、いままだ収束が見えず、全国の多くのなかまや家族が不安な日々を過ごしているもとで、私たちのとりくみに確信と展望を持ち、多くの新規採用者や未加入者をなかまに迎え入れ、労働組合を「強く・大きく」し、たすけあい、ささえあいの輪を広げ、ともに力をあわせていまの困難な状況乗り越えていくことではありませんか。そして、引き続き、困難な状況のもともたっても、職場・地域において、組合員一人ひとりがいまできるとりくみを考え、実践し、自らの力で要求実現を勝ちとるため、一丸となってとりくんでいきましょう。

いま、誰でも簡単に知っていることができる「天気予報」ですが、一度戦争が起きると、軍事機密として隠されてしまうことをご存じでしょうか。日本でも太平洋戦争中は全国気象報道管制が実施され、天気予報・気象データはすべて軍事的な秘密として扱われ、国民には伝えられませんでした▼軍はラジオや無線、新聞による気象情報の伝達を禁止したため、1942年の周防灘台風では、気象台が作成した台風進路予報や防災情報